

## タイムライン修正に関する各機関からの意見と修正結果

令和2年度のタイムライン運用結果を踏まえて、荒川下流タイムライン（拡大試行版）【2020年版】を修正し、荒川下流タイムライン（拡大試行版）【2021年版】（原案）を整理した。

表 荒川下流タイムライン（拡大試行版）【2020年版】から【2021年版】（原案）への修正に係る意見と修正結果

機関名称	T Lの修正点	
	意見	修正結果
千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 393「危機管理対策本部会議を実施」をなしにしてNo. 392「災害対策会議の開催」に「◎」。理由：体制の整合のため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の通り修正</li> </ul>
台東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 251「地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報【氾濫注意情報（熊谷）】等の伝達」他について「伝達」を「提供」に修正。理由：各施設への直接的な伝達は難しいため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防法第十五条五の2に「洪水予報等の伝達方法等を定めるものとする」として伝達という文言が使用されているためこのままの表現とする</li> </ul>
北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 462「避難勧告の発表・伝達（熊谷、治水橋、岩淵いづれかの氾濫警戒情報に基づく）」の下に「避難勧告の発表・検討」の追加。状況に応じて発表を検討するため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の通り修正</li> </ul>
荒川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 175「水防本部の設置準備」を削除。既に災害対策本部を設置していることが想定されるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の通り修正</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 230「水防本部の設置」を削除。上記と同様の理由（No. 175「水防本部の設置準備」）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の通り修正</li> </ul>
熊谷地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>-4H のところに市町への対応を行うため「ホットライン」を追加 内容：大雨特別警報切替時の市町へのホットライン（河川氾濫の情報）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状「熊谷地方気象台」の列が無いため対応ができない。今後防災行動が明記される際に対応を行う。</li> </ul>
事務局修正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>No585、586「緊急速報メールによる洪水予報（氾濫危険情報）の伝達（熊谷）、（治水橋）」は本タイミングに記載する必要がないため削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の通り修正</li> </ul>
事務局修正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>No380「河川管理者・道路管理者間協議（調整又は道路管理者による情報提供）による対象区間の確定（通行止めの起点を定める）」（実施主体：荒川下流河川事務所◎）は、河川事務所に道路交通規制の対象区間を確定する権利や義務が無いため、次の通り文言を変更する。→「<b>越水危険箇所やその箇所で破堤した場合の浸水範囲や浸水深、到達時間の情報提供</b>」（実施主体：荒川下流河川事務所◎）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の通り修正</li> </ul>